

令和 7 年 4 月 1 日付け認可・確認申請案件一覧（小規模保育事業所）

これまでに認可している小規模保育事業所のうち、設置主体が変更となることから新たに認可が必要となる事業所は以下のとおり。

（令和 7 年 3 月 3 1 日付けで旧事業所を廃止し、新規事業所として認可）

	教育・保育 提供区域	事業所名称	申請者	事業の種類	認可 定員	利用定員（人）			備考
						3号認定		合計	
						0歳児	1・2歳児		
1	西京1	上桂ひまわり保育園	一般社団法人上桂ひまわり保育園	小規模A	12	2	10	12	個人立から一般社団法人立への運営主体変更